

住宅や店舗等に
京都の木を使ってみませんか？

木のあるまちづくり推進事業

住宅や店舗等で市内産木材「みやこ杉木」を使用される方を支援します。

京都市内の住宅や店舗等の新築・増改築等に、市内産木材「みやこ杉木」を使用される方を募集します。

過去の使用事例（一部）

住宅

【補助上限】

みやこ杉木の購入経費（税抜）の
9 / 10 以内（上限 16 万円）。



使用箇所 フローリング



使用箇所 なげし

店舗等非住宅

【補助上限】

- ▶ みやこ杉木の購入経費（税抜）の 1 / 2 以内。
（上限 100 万円）。一定条件※を満たす場合は
上限 115 万円。 ※裏面参照
- ▶ 屋外広告物等（看板）の木質化に使用する
みやこ杉木の購入及びその加工経費（税抜）の
9 / 10 以内（上限 8 万円）。



北山丸太

▶ 募集期間（先着順）

令和3年 4 / 30（金）～令和4年 1 / 21（金）
京都市域産材供給協会 申請書必着

応募については
裏面をご覧ください

本事業は「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用して実施しています。

住 宅

店舗等非住宅

▶ 主な申請条件

京都市内に所在する住宅の所有者

京都市内の店舗等の所有者、使用者

▶ 補助金額

住宅の新築・増改築等に使用するみやこ杉木の購入経費(税抜)の9/10以内(上限16万円)。
ただし補助金額の1割以上は北山丸太又はその加工品もしくは両方を使用してください。

店舗等の新築・増改築等に使用するみやこ杉木の購入経費(税抜)の1/2以内(上限100万円)。
ただし、上限額を超え、かつ北山丸太を購入する場合は、上限額を超過した分の北山丸太の購入費(税抜)の1/2以内を加算(最大上限115万円)。

(屋外広告物の場合)
屋外広告物等の木質化に必要なみやこ杉木の購入経費及びその加工費(いずれも税抜)の9/10以内(上限8万円)。
ただし補助対象とする加工費は、みやこ杉木の購入経費の額を上限とする。

申請される前に必ずお読みください。

「市内産木材を使った京のまちなみ推進事業実施要領」

申請に必要なもの

- ・申請書(第1号様式)
- ・申請にかかる承諾書(第2号様式)
- ・みやこ杉木使用明細書(第3号様式)
- ・みやこ杉木の見積書(写し)
- ・現場位置図(任意様式)
- ・対象施設の図面(平面図、立面図)(任意様式)
(以下は該当がある場合のみ提出)
- ・委任状(工務店等による代理申請の場合)(第4号様式)
- ・みやこ杉木の加工費の見積書(木製屋外広告物等の場合のみ)(任意様式)

申請内容に変更が生じた場合

- ・変更承認申請書(第6号様式)

完了時

- ・完了報告書(第8号様式)
- ・使用状況写真(第9号様式)
- ・納品書(写し)
- ・請求書又は領収書(写し)
(以下は木製屋外広告物等の場合のみ)
- ・みやこ杉木の加工費が分かるもの

補助金の交付

完了検査の結果、みやこ杉木が申請どおり適切に使用されていることが確認できましたら、補助金を交付いたします。

▶ 申請方法

本チラシに掲載している内容は概要ですので、必ず「市内産木材を使った京のまちなみ推進事業実施要領」で詳細をご確認のうえ、必要な書類を京都市域産材供給協会へ郵送又はメールにてご申請ください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ持参はお控えくださいますよう、ご配慮をよろしく願います。
なお、「市内産木材を使った京のまちなみ推進事業実施要領」、申請に必要な各様式は京都市域産材供給協会ホームページより入手いただけます。

みやこ杉木



～ みやこ杉木とは ～

京都市が進めている木材の「地産地消」です。京都市内の森林及び京都市内の林業事業者が林業生産活動を行う森林で産出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品を「地域産材」と定義し、これらの地域産材のしるしとして「みやこ杉木」マークを表示しています。現在京都市では、区役所等庁舎、学校、橋の欄干、公衆便所、工事用看板、転落防止柵、名所案内札(いわゆる駒札)等で積極的にみやこ杉木を利用しています。

▶ お問い合わせ先

京都市域産材供給協会

〒601-0125京都市北区中川川登74



075-406-2671

info@miyakosomagi-e.net

https://miyakosomagi-e.net/

FAX 075-406-2823

